

参 与

皆様、おはようございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しところご出席いただき、誠にありがとうございます。

総会の開会前に、ご連絡を申し上げます。

去る5月29日に開催されました市議会の6月定例会におきまして、7月31日から改選されます農業委員24名の人事案件が提案されまして、同意すべきものとして可決されましたことをご報告いたします。

今後は、7月31日に開催される市長招集総会におきまして、辞令交付を行い、改選後の任期がスタートするということとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、欠席の届出ですが、5番、鈴木正雄委員、19番、黒川雄一委員、20番、田口繁委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第39回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時 開会)

参 与

会長のご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は、21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回の5月13日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第39回総会までの業務報告書をご覧ください。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議等が軒並み中止、または延期されていることから、業務報告案件は少なくなっております。

5月29日には、先ほど会議の冒頭でお話しさせていただきました市議会6月定例会初日ですが、農業委員の改選人事案件が提案され、同意をいただいたところでございます。

その他につきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、大仙市農業委員会の会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、9番、伊藤悟委員、10番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年6月10日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

んが、不許可の例外規定である住宅、その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するものと考え、許可できると判断しております。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第5条第2項第3号及び第4号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

次に、8番です。

位置図及び配置図につきましては、11ページ及び12ページをご覧ください。

転用する農地は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートルです。

共同住宅を建設するための転用で、売買による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。

理由といたしまして、○○さんの自宅は国道13号線近くの一戸建て住宅やアパート、飲食店の立ち並ぶ住環境に優れた地域に位置し、宅地化が進んできております。需要が見込めると判断し、併せて管理の面も考慮した結果、自宅隣に共同住宅の建設を計画したものであります。

売買価格は1平方メートル当たり円○○○○○、総額○○○○円となっております。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地は農業振興区域内農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。農地法第5条第2項第2号において、第2種農地は申請地に代わる周辺の土地で、事業の目的を達成する同規模の農地以外の土地や第3種農地がない場合、許可できることから、事業の目的や周辺の土地の状況を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしていると判断いたしました。

続きまして、9番を説明いたします。

位置図及び配置図は、資料13ページ及び14ページです。

転用する農地は、大仙市太田町○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、1筆です。

一般住宅建築のための転用で、贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。譲受人は、同住所、○○○○さんです。

転用理由は、譲受人は現在、両親と妻の4人で両親の所有する住宅で生活していますが、老朽化してきており、第1子が誕生することで、今後の育児への協力や将来的な両親の介護を考慮し、申請地に住宅の新築を計画したものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地は農地法施行令第11条第1号に規定するおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、第1種農地に区分されますが、農地法施行令第33条第4号、土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第5条第2項第3号及び第4号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長

事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番から3番についてお願いします。

判田委員

14番、判田です。
去る6月4日に、議案の1、2、3の案件につきまして、現地調査を行った結果、説明の主張のとおり、これは携帯電話の中継基地局を作るというようなことで進んでおるようでございますので、周辺のいろいろな状況について調査した結果、特に問題

ないということをご報告いたします。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
 案件4番についてお願いします。

足達委員 2番の足達です。
 先週の5日に、分室の高橋主幹と推進委員の高橋さんとで、現地を確認してまいりました。
 なお、位置図、図面等をご覧のとおり、市道に挟まれておりますし、住宅地、宅地にも接しております。若干、農地に接しておりますけれども、周辺の接する農地には影響ないものと確認しております。
 以上です。

議 長 ありがとうございます。
 案件5番についてお願いします。

伊藤(又)委員 10番、伊藤です。
 先月、事務局と確認にまいりました。
 何ら問題ありません。どうかひとつよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 案件6番についてお願いします。

小松委員 12番、小松です。
 6月3日に、推進委員とともに現地調査させていただきました。
 周辺は住宅地になっており、その一角でございますけれども、農業用水、排水には全く支障ないので、ご精査のほどをよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 案件7番と8番についてお願いします。

齋藤委員 先月の26日、現場を確認してまいりました。
 今、お話を聞いて、7番ですね、これ1種農地の在り方をもう少し勉強していかなくてはならないと思います。この道路に挟まれた変形している農地が、これ1種農地だと言われれば、昔は確かに畑としてやっていたけれども、今は草を刈るだけの、本当にそういう農地です。となれば、そういう場所を1種農地と区分してしまえば、これ多分、誰も借り手もなく受け手もなく、これから先、荒れ放題の農地になるので、これはこういうことがあってよかったなと私は思っています。
 それと、8番ですけれども、まず農振除外地域になっておりますので、農地・水でもお金は出てきません。そういう場所に物を建てる、これは仕方がないなと私は思っています。それなのでよろしく、皆さん理解してください。

議 長 ありがとうございます。
 案件9番についてお願いします。

泉委員 8番の泉です。
 この間、5日の日に、私と事務局とそれから推進委員の小松さんの3人で確認してきましたが、何ら問題ないので、よろしくご承認お願いします。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号の案件4番と5番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号、4番と5番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議 長

次に、議案第3号の案件1番から3番及び6番から51番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参 与

議案第3号、1番から3番及び6番から51番までについては、所有権移転3件、賃貸借件設定の新規10件、更新35件、使用貸借権設定の新規1件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の概要につきましては、田では19アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借件設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。低いほうでは10アール当たり〇〇〇〇〇〇円から〇〇円と幅がございます。低いほうは圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号、1番から3番及び6番から51番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号、1番から3番及び6番から51番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、議案第4号「大仙市農業委員会規則の一部を改正する規則について」から、

議案第7号「大仙市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程について」まで、4件は関連がありますので、一括して議題とします。

参 与

議案第4号 大仙市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について
議案第5号 大仙市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
議案第6号 大仙市農業委員会専門委員会設置規程の一部を改正する規程について
議案第7号 大仙市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、本委員会の承認を求める。
令和2年6月10日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

議案第4号 大仙市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第7号 大仙市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程についてにつきましては、本4案は、本来、現在の農業委員会制度に移行した平成29年に新制度発足に併せて改正されるべきものでしたが、改正されていなかったため、今年度の改選前に所要の改正をするものでございます。

個々の改正内容につきましては、さきにお配りしております第39回総会資料という議案第4号から第7号及び議案第9号関係というこの縦の資料でございますが、こちらに議案ごとに説明文をつけております。

こちらを参考にしていただければと思いますが、いずれとも今の農業委員会制度に、現行の制度に併せて、本来、前に直すべきものが直っていなかったということで改正するものでございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員

2番の足達です。
説明を受けまして、私も改正の内容については異議はありません。私、事務局のほうから説明を受け、本来であれば29年度の改正のときにやるべきことをやらないでしまって、今回改正ということですが、今回の改正の流れを見ますと、改正された内容で現在も進められている事項もございます。本来であれば、一日も早く議案として出すべきだったと思いますけれども、いかがですか。

議 長

事務局。

参 与

おっしゃるとおり、議案として早く提案して、本当に一日も早く直すべきものではございました。誠に申し訳ございません。
この件に関して、今回の改正に併せて、よく規則等を見直した結果、発見したもので、それまでちょっと気づかなかったこと、大変申し訳なく思っております。この場をお借りしましてお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

- 議 長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号から議案第7号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第4号から議案第7号までの4件については、原案のとおり承認することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第8号「大仙市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について」を議題とします。
- 参 与 議案第8号 大仙市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準について
大仙市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について、本委員会の承認を求める。
令和2年6月10日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 参 与

空き家に付属した農地の別段面積の取扱基準についてご説明申し上げます。

本基準につきましても、先ほど皆様にお配りしております議案第8号、空き家に付属した農地の別段面積取扱基準についての説明と資料という別つづりのものをご覧いただきたいと思います。

大仙市農業委員会では、地域内の別段の面積を10アールと定めておりますが、市長部局との協議がありまして、その結果、移住定住促進施策を推進する観点から、空き家に付属する農地については、さらにその面積を1アールとするものです。

この基準によりまして、空き家を取得する際に、農地が付随しているために取得しにくいというケースを極力少なくしようとするものでございます。

この説明のほうにも書いておりますが、現在の状況としましては、大仙市の空き家バンク制度に登録している空き家は2件で、農地は現在のところ付属しておりませんので、直ちに本基準を適用する事例はないかなというふうに予想されておりますが、県内では他の5市町でも同様の基準を制定しておりまして、事務局としましてはこれは制定すべきではないかなと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第8号「大仙市空き家に付属した農地の別段面積の取扱基準の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ここで暫時休憩します。再開は10時から行います。</p> <p style="text-align: right;">(午前9時48分 休憩)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時05分 再開)</p> |
| 議 長 | <p>議案第9号「農地法第25条第1項ただし書きの規定による和解の仲介の申出について」を議題とします。</p> |
| 参 与 | <p>議案第9号 農地法第25条第1項ただし書きの規定による和解の仲介の申出について</p> <p style="padding-left: 2em;">農地法第25条第1項ただし書きの規定による和解の仲介の申出について、本委員会の意見を求める。</p> <p style="padding-left: 2em;">令和2年6月10日提出</p> <p style="padding-left: 2em;">大仙市農業委員会 会長 細谷精悦</p> |
| 議 長 | <p>本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○委員の退席を求めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">(○○委員 退席)</p> <p style="padding-left: 2em;">事務局の説明を求めます。</p> |
| 参 与 | |

議案第9号 農地法第25条第1項ただし書きの規定による和解の仲介の申出についてご説明いたしますが、その前にちょっと仲介の制度について少しご説明させていただきます。

農地の紛争問題が起こったときの解決方法といたしましては、大きく3つございます。1つ目が民事訴訟、それから2つ目が農事調停、そして3つ目が和解の仲介でございます。それぞれ、メリットやデメリットがありますが、農地法で定める和解の仲介については、農業委員会への申し立てによって、農業委員の方から3名が仲介委員となりまして、紛争の解決を図るという趣旨でございます。

メリットとしましては、手続の費用がかからないこと、農業委員会が仲介をするために手続が簡易であること、また地域の実情等が考慮されることなどが上げられます。

また、デメリットとしましては、結論が得られないことがあること、両者の話を聞いて妥協点を探るという解決法であるため、お互いの妥協が必要になることなどが上げられます。

和解の仲介に関しましては、性質としまして、どちらか片方の主張や正当性を証明するというようなものではございません。当事者の双方の話を聞きまして、主張や実情などを理解した上で、事実関係を整理し、双方が妥協し納得できるような和解案を提示し、説得を試みるというような仕組みでございます。そのため、どうしても当事者の理解が得られないという場合には、仲介を打ち切りとすることもできます。

ここで、先ほどの総会資料の議案第4号から第7号及び第9号関係という総会資料の16ページをご覧ください。

農地法第25条を載せておりますが、農地法第25条第1項ただし書きに、「農業委員会がその紛争について和解の仲介を行うことが困難又は不適當であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行うべき旨の申出をすることができる。」という規定がございます。この規定の「和解の仲介を行うことが困難又は不適當」なときは、国の事務処理基準によりますと、「その紛争の当事者の一方が当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは世帯員等であるとき等をいう。」とあります。

そして、今回の申立ての事件につきましては、令和2年5月25日付で当事者の一方である農地所

有者の方から、農地の賃借料などについて紛争の和解の仲介の申立てがありました。もう一方の当事者である法人の代表が農業委員であるため、「和解の仲介を行うことが困難又は不適當」と判断し、秋田県知事に対して和解の仲介の申出をするものです。

説明は以上となります。

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 渡邊委員。 |
| 渡邊委員 | 秋田県知事というんだけど、具体的にはどこの誰に行くわけなんですか。 |
| 議 長 | 事務局。 |
| 参 与 | 私どものほうからは、仙北地域振興局の農業振興普及課のほうに提出します。そちらからは、本庁のほうに上げるということでした。 |
| 議 長 | ほかにありませんか。 伊藤委員。 |
| 伊藤(又)委員 | やっぱり、今、事務局の説明のとおりですと、やっぱり現役の農業委員が携わっていることであるなら、これは県のほうへお願いしたほうが早いのではないかなと、私はそう思います。よろしくお願いします。 |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。 議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 (賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第9号「農地法第25条第1項ただし書きの規定による和解の仲介の申出について」は、原案のとおり決定しました。 〇〇委員の入場を求めます。 (〇〇委員 入場) |
| 議 長 | 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について」を議題とします。 |
| 参 与 | 報告第1号 農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 令和2年6月10日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局より報告願います。 |
| 参 与 | |

59ページ及び60ページをご覧ください。

記載の9法人から報告がありました。

順に読み上げるところではございますが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。ご了承

承ください。

詳細につきましては、61ページから94ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 以上、報告といたします。 |
| 議 長 | 以上で本日の日程は全て終了しました。 そのほか、事務局から何かありませんか。 |
| 参 与 | |

すみません、この総会終了後、農地利用最適化推進委員の評価委員会を引き続き開催したいと考えております。会長、そして会長職務代理者、そして評価委員の8名の皆さんは、総会終了後に視聴覚研修室のほうにご移動をお願いいたします。

それから、次回の総会についてでございますが、次回7月8日の総会の会場でございます。

次回、農振の除外の案件がありますので、全員招集という形になります。当初予定しておりましたさくまろ館を取っておったのを、ちょっと会場が狭くて入らないということになってしまいました、急遽、中仙支所隣の中仙の農村環境改善センターですか、そちらのホールのほうに会場を変更したいと考えておりますので、次回、ちょっと場所変わりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 委員の皆さんから何かありませんか。 (なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、以上をもちまして、第39回大仙市農業委員会総会を閉会します。 本日はご苦労さんでした。 |

(午前10時15分 閉会)